

文 書 名 確認・検査・適合性判定の運用等に関する質疑

発 行 元 指針等研修等検討委員会・指針等検討WG

公 開 日 平成19年 7月 18日

最終更新日 平成19年 8月 30日

- \* この Q&A は、「改正建築基準法に基づく確認審査等に関する研修会」((財) 建築行政情報センター) 及び「平成 19 年 6 月 20 日施行改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説」((財) 日本建築防災協会、(財) 日本建築センター) に寄せられた質疑について、国土交通省と協議しながら、当指針等研修等検討委員会・指針等検討 WG で回答を作成したものです。最新の法令等とは整合を図ってはおりますが、ご利用に当たっては、最新の情報をご確認ください。
- \* 掲載している質疑は、研修会、講習会等に寄せられた質疑を全て掲載してはおりません、準備が整い次第順次更新していきます。
- \* 本資料のご利用に当たっては、「改正建築基準法に係る実務上の課題等の検討結果について (<http://www.icba.or.jp/kaisei/H19KadaiKento.htm>)」に記載された留意事項をご覧ください。

改定日	主な対象箇所	修正内容
2007年7月23日	—	構造関係基準に関する Q&A の追加
2007年7月24日	Q20、Q49	質問及び回答の差替
2007年7月24日	—	構造関係基準に関する Q&A の削除 (別資料として公開)
2007年8月3日	Q31	回答の修正
2007年8月3日	Q52～Q61	Q&A の追加
2007年8月8日	Q62～Q72	Q&A の追加
2007年8月15日	Q73～Q78	Q&A の追加
2007年8月16日	Q79～Q83	Q&A の追加
2007年8月22日	Q69	Q&A 削除
2007年8月22日	Q84～Q113	Q&A の追加
2007年8月23日	Q84～Q88	Q&A の削除 (重複のため)
2007年8月27日	Q29、Q35、Q37	Q29 : 回答の修正、Q35、Q37 : 質問の文言修正
2007年8月27日	Q41、Q110	Q&A の削除 (重複のため)
2007年8月27日	Q36	「構造関係基準に関する質疑」へ移動
2007年8月29日	Q77、Q106、Q109	回答の修正
2007年8月29日	Q114～Q137	Q&A の追加
2007年8月30日	Q135	回答の修正

【略語の整理】

建築基準法→「法」

建築基準法施行令→「令」

建築基準法施行規則→「施行規則」

構造計算適合性判定機関→「適判機関」

	質疑内容	回答
1	施行規則第1条の3第5項第2号において、法第6条の3に規定する特例を適用した場合の添付図書等が規定されているところですが、改正以前の特例との考え方の違いについて御教示ください。	当該特例を適用した場合に、法第6条の3の規定により除外される建築基準関係規定は、令第10条(改正前は第13条の2)第3号及び第4号において規定されております。
2	施行規則第1条の3第1項別表2(77)～(82)欄の(ろ)項の図書の種類のうち、「…の規定に適合していることを証する書面」とは何か。例えば、都市計画法第43条の場合、農業従事者の住宅は許可不要となっているが、許可不要を証する書類とは、建築主事が許可不要であると判断できる書類でよいのか、又は都市計画施行規則第60条の規定による証明書等を差しているのかわかりません。どのような範囲までの証する書面を想定して記載されているのか御教示ください。	建築主事が規定に適合していることを判断できる書類を想定しており、ご指摘のケースについては、建築主事が許可不要であると判断できる書類になります。
3	「付近見取図」で「隣地にある建築物の位置及び用途」を明示すべき理由を教えてください。	建築基準法上の敷地とは「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地」をいうところ、敷地設定が適切であるかどうかを審査するためには、隣地にある建築物との用途上可分・不可分の別を審査する必要があるため、「付近見取図」で「隣地にある建築物の位置及び用途」を明示することとしています。
4	施行規則別記第15号の3様式「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」について、一部を裏面に印刷しても良いでしょうか。	教示文の印刷を裏面に記載することは問題ありませんが、削除は認められません(不服の場合の手続きを明確にしておく必要があるため)。
5	構造計算適合性判定について、どの判定員も同様の審査をするような環境(研修等での周知)は準備できているのでしょうか。継続的に統一した運用ができる体制づくりが必要と考えます。	構造計算適合性判定員の方には、別途、適判機関から詳細な説明等がなされると思われます。また、別途、構造計算適合性判定に当たって参考となる資料も提供される予定です。
6	法第20条第3号イの規定に基づく大臣認定プログラムを使用して構造計算書を作成し、申請時に電子データを提出しなければ、適合性判定は不要でよいでしょうか。	構造計算概要書の記載においてプログラム使用有(その他)としている場合には、認定プログラムを使用しない場合として扱われ、構造計算適合性判定を要しません。
7	法第6条第1項第4号の建築物で限界耐力計算を行った場合は、構造計算適合性判定は、必要でしょうか。	構造計算適合性判定が必要となります。
8	法第6条第13項等の「適合するかどうか決定できない旨の通知」を行う場合で、図書相互に違いがある場合に不整合なのか、軽微な不備なのか判断が難しい場合がある。軽微な不備について、例示はありますか。	軽微な不備については、国土交通省住宅局建築指導課長通知(H19-1332号の第1(2))で示されているほか、建築行政情報センターのHPにその事例が掲載される予定です。
9	着工の定義を教えてください。	着工の定義は、今回の改正による変更はありません。通常は、杭打ち工事の着手時点又は根切り工事の着手時点を言います。
10	「副本については、建築士法第20条により設計者の押印したものを受理することとなる」となっておりますが、この押印は設計図書に押印しコピー(複製)したものを副本とすることが可能で、正本は施行規則第1の3により押印、副本は直接押印することを要しないと考えるよろしいか。	副本が押印した設計図書のコピーである場合は、副本には、直接の押印は必要ありません。
11	補正を求める場合の書式は、必ず施行規則に定める書式(第15号の3様式)を使用しなければならないか。任意書式は認められないか。項目が多い場合は、どうすればよいのか。	記載しきれない場合は、別紙に必要事項を記載して通知してもよい。
12	パブリック・コメント時では「提出図書一覧表」があったが削除でよいですか。	パブリックコメントでは添付図書一覧表がりましたが、最終的に添付図書からは削除されています。
13	建築主事等が構造計算適合性判定を求める際に、「留意事項に関する書類」を添付することとされているが、この書類は必須のものですか。	必要な書類です。留意事項がない場合は、空欄となります。

	質疑内容	回答
14	6月19日以前に着工している建築物で、6月20日以降に中間・完了検査を受ける建築物の場合、手続き(特定行政庁への報告書式・日数)等は新法に基づくか、旧法によりますか。	改正法(新法)の適用を受けます。
15	法施行前に確認済証の交付を受け、工事着手が、改正法の施行後となる場合において、構造計算の大臣認定を取得していたものについては認定の取り直しが必要でしょうか。	大臣認定の内容により扱いが変わることが想定されます。
16	施行令第46条の規定による構造耐力上必要な軸組の計算において、平面図に記載した筋交い等の一部を拾い忘れ、過小に計算した場合、図面の不整合と考えられる。この場合、軸組に余裕があり、拾い忘れた筋交いを計算に含めずとも適法であることが明らかな場合、訂正を求めないで確認することは検査の「確認審査等に関する指針」に違反するか。	図面に不整合があり、「確認審査等に関する指針」における軽微な不備と判断される場合には、補正を求める必要があります。それ以外は、「確認することが決定できない旨の通知」を交付し、審査を完了することとなります。不整合が残った状態で確認済証を交付することは法令上認められません。
17	大臣認定プログラムを適用範囲で使用するが、図書等の省略をしていない法20条第三号建築物の確認に構造計算適合性判定は必要となりますか？	プログラムに係る図書省略の制度はなくなりました。大臣認定プログラムを用い、その適用範囲内で計算を行っている場合、申請者は、認定プログラム使用として申請を行っても、そうではないとして申請を行ってもかまいません。後者の場合は、構造計算概要書においてプログラムの使用について、大臣認定有(その他)として申請することとなり、再計算用の電子データの提出は不要で、構造計算適合性判定の対象外となり、建築主事等による審査が行われます。
18	法第6条第8項で構造計算適合性判定の期間が14日以内と決められており、第9項で合理的な理由がある場合には35日の範囲内において同項の期間を延長できると決められています。35日の範囲には14日が含まれますか。	35日の延長の範囲には14日は含まれません。
19	ルート1で大臣認定プログラムを利用し、ヘッダーが出ない時は構造計算適合性判定の対象となりますか。	ヘッダーが出ないということは、認定プログラムを用いたとしても適用範囲外使用となるので、「認定プログラム使用」とは扱われません。この場合、ルート1(法第20条第3号イ)であれば、構造計算適合性判定は対象外となります。
20	建築主事等が、法第6条第5項等に基づき都道府県知事等に対して構造計算適合性判定を求める場合の書類は、決まっているのですか。	書類の提出については、施行規則第2条第2項に定められています。具体的には、①申請書の副本一通及びその添付図書②構造計算適合性判定を行う際の留意事項の内容を記載した書類とされています。
21	法第6条第1項第4号の建築物の確認申請において、施行令第46条の筋かい計算書の添付は今回の改正では義務付けられましたか。条文からは読み取れませんでした。	施行規則第1条の3表2において、「施行令第46条第4項に規定する基準への適合性の審査に必要な事項」の提出が義務づけられており、その中に含まれることとなります。なお、建築士が設計を行った場合には、法第6条の3に基づく特例が適用され、提出は不要です。
22	確認審査結果の記録は閲覧できますか。	建築確認に関し閲覧可能な書類は、施行規則第11条の4に限定されています。
23	大臣認定プログラムを使用しない構造計算を行った場合は、構造計算適合性判定の判定期間は、延長されるのか。	法第20条第2号イの構造計算で認定プログラムを使用しない場合は、法第6条第12項に基づく期間延長の対象となります。
24	15年を経過せずに建築設計事務所が閉鎖された場合、その事務所が設計した図書等はどのようになりますか。また、指定確認検査機関が、廃業した場合の申請図書等はどのようになりますか。	建築士事務所が閉鎖した場合は、図書の保存の義務はありません。また、指定確認検査機関が廃業した場合には、その機関が保有すべき申請図書等は特定行政庁に引き継がれます。
25	構造計算適合性判定員としての立場で、法律及び条例、本に書かれている事項を守るべきか特に守らなくてもいいのかの判断をどうしていけばよいのか。	法令の規定(告示、規則、条例等を含む)及びその解釈を示す技術的助言には従う必要があります。その他の資料の扱いは、適判機関や判定員により適切に判断されるべきものです。
26	今回の法改正以前に将来増築や上階に増築を考慮しているものについての対応はどうなりますか。	着工時点の法令に適合する必要があります。

	質疑内容	回答
27	現状では大臣認定プログラムがまだ決まっていないようですが、施行日前の旧法の認定プログラムで構造計算して改正法の施行後に確認申請を提出した場合、審査期間は何日でしょうか。また、大臣認定プログラムはいつ決定するのでしょうか？	審査期間は、ケースバイケースで、一概には言えません。6月19日までの大臣認定プログラムは、現在は非認定プログラムとなるため、法第20条第2号イの構造計算で認定プログラムを使用しない場合となり、審査機関は最長で70日です。大臣認定プログラムの認定は、制度上は既に可能ですが、実際にプログラムがいつ認定されるかは現時点では未定です。
28	確認申請書の設計図書及び建築士法第20条第2項の構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合の証明書(安全証明書)において、その物件にかかわった全ての記名・押印が必要か。同じ事務所の無資格補助員が関わった場合の記名は必要なのか。必要ない場合、チェックを行った上司の記名、押印だけでよいのか。	証明書の交付義務は構造計算を行った(業務を受託して行った場合も含む)建築士にあります。共同で行った場合は関係した建築士全員が連名で証明することになります。
29	構造設計業務を一括で構造設計事務所から下請けすることは問題ないでしょうか。その場合、構造の安全性に関する証明は、意匠から直接請けた構造設計事務所ではなく、実際に構造設計を行った設計事務所が行うのでしょうか。	現行の建築基準法及び建築士法上、再委託に関する制限はありませんが、建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)に基づき、建築士事務所の開設者以外の者への再委託や、共同住宅等多数の者が利用する建築物の新築工事に係る設計・工事監理業務の一括再委託はしてはならないこととなります(平成20年12月までに施行される予定)。構造計算の証明書については、実際に設計を行った者が記載してください。
30	6月20日以前に確認済証が交付され、6月20日以降に完了検査するものであって、法第6条の3第1項第3号に規定する特例により、確認申請時に伏図や壁量計算書、構造計算書の添付義務づけがなかったものは、法第20条4号イの政令に定める技術的基準に合致しているかどうかは構造図と計算書を求めなければわからないのではないかと。	6月20日より前に建築確認がなされている物件でも、6月20日以降に着工する場合には、新構造基準の適合が必要で、なお、6月20日以降に検査を受ける建物については、法第18条の3の規定による確認審査等の指針の適用を受けません。その場合、完了検査時に必要な書類を追加説明書として求められる場合があります。
31	法第6条第1項第4号の建築物で、建築士が設計したものは平面図に筋交い記入は不要だが、法20条が適用されるので各構造図と壁量計算、金物図の添付義務づけというのは矛盾していないか。	法第6条の3第1項第3号に該当する場合、確認の特例として法20条の審査はなく、図書は不要です。
32	杭の施工で杭はずれを生じ、基礎フーチング、地中梁断面の補強が必要となった場合の計画変更は改正後の手続き規定がそのまま適用されますか。	原則として計画変更としての手続きが必要ですが、あらかじめ寸法のずれによる影響を見込んで構造計算を行い、それについて基準への適合性の確認を受けている場合等には、計画変更は不要(適合性判定が不要)となる場合もあります。(技術的助言・6月20日付国住指1332号を参照)
33	構造計算適合性判定の対象とならない建築物の申請は、従来通りの21日間と考えて良いですか。	法第6条第1項第1号から第3号までの建築物は35日、第4号の建築物は7日です。
34	施行令第81条第3項に基づいたもの(H14国交第474号など)は、この告示の範囲内ならば構造適合性判定は対象外ですか。	そのとおりです。
35	“応力図、基礎反力図の記載方法を統一した”と聞きましたが、今後作成する構造計算書の応力図などは、全てこの書式に統一する必要があるのでしょうか。	記載に当たっての考え方の説明を付すことによって、異なる様式や凡例を用いることができます。(告示の「注意事項」欄に記載されていますので確認して下さい。)
37	確認申請書に建築士法第20条第2項の安全証明書の添付は建物規模に関係なく必要ですか。木造3階建てでも必要でしょうか。	安全証明書は、自ら建築主となる建築物を構造計算している場合を除き、「構造計算」(種類や方法を限定していない)が行われている場合、建築士法上、必要となります。
38	構造計算概要書に添付する略伏図、略軸組図及び部材断面表は、構造図のコピーで代用できますか。	可能です。
39	構造計算概要書で(参照頁)とあるものは、計算書の該当ページのみ記入すればよいのか？それとも計算書と同じものを重複して概要書にもつけるのか。	該当ページを記入するのみの項目と、そうでない項目があります。詳しくは、概要書の巻末の「注意事項」を確認してください。また、記載例については、建築行政情報センターのHPを参考にしてください。
40	構造計算概要書別表にて、単位(mm)が指定されているが、現在の一貫プログラムではcmで出力されているものが多い。これは換算法の添付等で対応してよいのか。	認められます。

	質疑内容	回答
42	適判機関への事前協議は可能か？	一般に、建築主事等がこの機関に依頼するかは不明ですので事前相談を行うことは困難と考えます。
43	A県に所在する設計事務所が、B県の物件を設計した場合で、A県に所在する指定確認検査機関に確認申請を提出した場合において、構造計算適合性判定は、A県かB県いずれが行うのか。	申請地を所管する都道府県又はその都道府県が指定する適判機関が判定を行います。 ご質問の場合は、B県となります。
44	自走式立体駐車場において、すでに大臣認定を取得している型式適合認定自走式立体駐車場は、改正前と同じ取扱になるのか。	大臣認定の内容により扱いが変わることが想定されます。
45	改正後に構造に関係しない部分での計画変更確認申請になった場合も構造計算適合性判定が必要になるのでしょうか。また、計画変更と軽微変更の定義は明確になるのでしょうか。	構造計算適合性判定は構造計算について行うものなので、構造計算に影響のない変更の場合は不要になると考えられます。なお、軽微な変更は施行規則第3条の2に規定されています。
46	6月20日を境に新構造基準適合の必要・不要の判断がされているが、6月20日以前の着工物件については、「既存不適格」となるのか？また、販売中もしくは、これから販売する物件の重要事項説明の不実告知に抵触する事項なのか(既存不適格と明示して告知しなければならないのか、基準が変わった旨の告知で問題のないのか)。	新構造基準に適合しない場合は、既存不適格になります。宅地建物取引業法については、所管部局にご確認ください。
47	令第82条各号の基礎・地盤説明書について「その結果」を明示する旨、規定されているが、従来は地耐力を確認するケースがあった。新法ではこれを認めず、確認申請時に必ず試験結果を提出しなければならないのでしょうか。	地耐力を用いて計算を行うことは可能ですが、それをどのように確認したかを説明するための地盤調査等の資料が必要になります。
48	高さ60mを超える工作物は大臣認定の取得が必要になるとのことだが、図のような場合には、建築物及び工作物(それぞれの高さは60m以下)の大臣認定を取得する必要があるのか。 	建築物又は工作物そのものの高さが60mを超える場合には、大臣認定の手続きが必要です。なお、それぞれでは、60mを越えない場合も、時刻歴応答解析等を行い、大臣認定を受けることが望ましい場合もあると考えられます。
49	図のようにエキスパンションジョイントを設けて、それぞれの構造上独立した部分が法第20条第4号に相当する場合は、それぞれの部分には同条第4号に定める基準が適用されると解してよいか。  EXPJ	令第81条第4項の建物相互に応力の伝達がない場合の別棟規定は構造計算にしか適用されず、法第20条には適用されません。従って、このケースは、法第20条第3号に該当することとなります。

	質疑内容	回答
50	<p>中間検査 階数が3以上の共同住宅の2階の床とは次の太線部を含むか。</p>	<p>①、③は貴見のとおり。事例②の場合は、2階の床はないので、特定行政庁が特定工程として指定していない場合は、中間検査の対象ではありません。</p>
51	<p>中間検査 鉄骨造のデッキスラブについても配筋を行う場合もこれに含まれると解してよいか。</p>	<p>床及びはりの両方に配筋工事がある場合が対象となります。従って、梁が鉄骨造の場合は原則として含まれません。</p>
52	<p>建築確認申請において、施行規則第1条の3第1項第5号に定める証明書(構造計算の安全証明書)の別添の構造計算書と、同条第1項表3の構造計算書の添付を兼ねることは可能でしょうか。</p>	<p>施行規則第1条の3第1項第5号に定める証明書(構造計算書の安全証明書)の別添の構造計算書が添付されている場合には、それとは別に、改めて同条第1項表3の構造計算書を添付する必要はありません(証明書の写しの一部である構造計算書も含めて、施行規則第1条の3第1項第1号に定める部数(2部又は構造計算適合性判定を要する場合は3部)があればよい)。</p>
53	<p>各階平面図に各室の床面積を明示するとなっていますが、全室の明示が必要ですか。法の規定で室面積が関係する室のみの明示で良いですか。</p>	<p>申請に係る建築物について適用のある建築基準関係規定で床面積が関係する室のみの明示で構いません。</p>
54	<p>構造計算概要書の記載事例において、応力図については、構造計算書の参照頁しか記入していないが、それで良いのか。</p>	<p>記載事例のとおり、参照頁のみで問題ありません。</p>
55	<p>6条1項4号(法20条4号)の建築物で、大臣認定プログラムを用いて法20条3号のイの構造計算を行った場合は、構造計算適合性判定は、必要でしょうか。</p>	<p>構造計算適合性判定が必要となります。</p>
56	<p>木造の建築物について、横架材の一部に鉄骨が用いられている場合、木造と鉄骨造を併用した建築物(木造以外の建築物)として、法第6条第1項第3号建築物として扱われますか？</p>	<p>令第47条(令第3章第3節)において、木造の建築物の一部に鉄骨の横架材を設けることが認められており、このような場合、ただちに法第6条第1項第3号に規定する建築物に該当するわけではありません。なお、横架材ではなく、軸組の一部に鉄骨を設けた場合には、これを明示的に認めた規定はなく、木造と鉄骨造の併用として扱われることが考えられますが、例外的に、横架材に鉄骨を用いた軸組として木造の壁倍率の大臣認定(令第46条第4項表1(八))を取得しているものは、木造【当該軸組以外に鉄骨の横架材を設けている場合を含む】と扱ってよいと考えられます。</p>
57	<p>確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行なったことを証する書類(施行規則第3条の5第3項第2号に規定する書類)を作成する際、告示(平成19年国土交通省告示第885号)に規定されている様式について、当該申請に係る建築物に関係しない項目を省略しても良いでしょうか。</p>	<p>適宜、省略しても構いません。</p>
58	<p>完了検査において、追加説明書の提出を求める内容の「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付した場合、その後の対応はどうすればよいでしょうか。</p>	<p>追加説明書が提出されたときは、確認審査等に関する指針の第三第4項第3号の規定に基づき、当該追加説明書を申請書等の一部として審査・検査を行ってください。</p>

	質疑内容	回答
59	指定確認検査機関における完了検査の場合、特定行政庁への報告はいつ行えば良いでしょうか。	指定確認検査機関については、以下のそれぞれの場合について、特定行政庁への報告が必要となります。①申請に係る建築物が建築基準関係規定に適合することを認め、検査済証を交付したとき。②申請に係る建築物が建築基準関係規定に適合しないことを認め、検査済証を交付できない旨の通知書を交付したとき。③申請に係る建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができず、検査済証を交付できない旨の通知書を交付した後、申請者から期限内に追加説明書の提出がなされなかったとき。
60	6月19日以前に建築確認を受け、6月20日以降に着工する予定の物件について、中間検査や完了検査の段階になってから新しい構造関係規定に不適合と指摘されても困るので、あらかじめ着工前にチェックしてほしいとの依頼を受けているが、どのように対処したらよいか。	建築確認後に新しい構造関係規定に適合しているか否かを審査する手続きは示されていませんが、特定行政庁においては、法第12条第5項に基づく報告制度を活用することにより、また、指定確認検査機関においては、あらかじめ完了検査や中間検査の引受けを行った上で追加説明書を求めることにより、実質的に当該審査を行うことが考えられます。
61	改正法の施行日以降に通知された法第18条による計画通知の建築計画概要書は、閲覧に供する必要がありますか。	原則として閲覧に供する必要があります。ただし、建築計画概要書を公にすることにより、公益を害するおそれのある場合(例えば、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第3号及び第4号に規定する情報が当該建築計画概要書に含まれている場合など。)を除きます。
62	申請図書に不整合があった場合、設計者は処分されると巷間いわれているが、処分との関係を明確にしてほしい。	申請図書に不整合があったことで、直ちに建築士法上の不誠実行為等に該当し、処分の対象となるものではない。
63	申請段階で具体的な設備機器(排煙機、浄化槽等)の品番が確定していない場合において、構造詳細図はどのように作成したらよいか。	実際に採用が想定される複数の設備機器の構造詳細図を添付するか、又はそれらのうち1機種の詳細図を添付した上で、当該設備機器その他同一仕様(寸法、材料、性能等)の設備を用いることを明示することとし、計画変更や中間検査等の適切な機会に最終的に採用した設備機器の内容(構造詳細図等)について報告するものとする。
64	大臣認定書の別添図書の提出が必要とのことだが、防火材料や耐火構造等の認定部材については、全部をコピーするとなれば膨大な量になるので、必要な箇所はどこか明確にほしい。	認定を受けた構造方法等の仕様(断面の構造、材料の種別及び寸法等)が示されている図書が提出されていればよい。また、当該図書が提出されている場合には、施行規則1条の3第6項の規定により、別途の構造詳細図を添付する必要はない。
65	今回の改正建築基準法の施行により、法6条1項4号に掲げる建築物で建築士が設計した場合の構造関係規定に係る審査省略制度はどうなるのか教えてほしい。	今回の政令改正においては、審査省略の対象となる規定のうち、法20条(構造関係規定)について「第4号イに係る部分に限る。」と限定をかけている。これは、審査省略の対象となる規定は、仕様規定全般であり、構造計算に関する規定は除外されている(審査対象となる)ことを明確にしたものである。なお、「建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)」の施行(平成20年12月まで)に合わせ、当該構造関係規定の審査省略制度については、構造設計一級建築士が設計・工事監理を行った場合を除き、廃止することを検討している。
66	施行規則第1条の3各項の表で規定されている「明示すべき事項」については、適合性の判断に不都合を生じない場合であっても、同表に掲げられている全ての項目の記載を求めなければならないのでしょうか。	当該計画において「明示すべき事項」に該当する項目が存在せず、かつ、そのことが当該計画の確認審査において支障をきたさないものである場合は、記載を求める必要はありません。
67	施行規則第1条の3第6項の規定について、「明示すべき事項を全て第1項又は第4項の別の図書に明示した場合は、当該図書を申請書に添えることを要しない」とありますが、例えば、断面図に明示すべき事項を全て他の図書に明示した場合、断面図は添付しなくても良いのでしょうか。	貴見のとおりです。
68	指定確認検査機関への確認申請時に、申請者はチェックリスト(平成19年国土交通省告示第885号)を機関に提出する義務があるのでしょうか。	チェックリストは、指定確認検査機関が確認検査等を行った際に、特定行政庁への報告のために提出するものです(法第6条の2第10項、法第7条の2第6項及び法第7条の4第6項)。申請者からの提出図書として位置づけられているものではありませんので、申請者の意志に反して指定確認検査機関への提出を義務付けられるものではありません。

	質疑内容	回答
70	枠組壁工法を用いた建築物は、建築基準法第6条の3に規定する確認の特例の対象となるのでしょうか。	枠組壁工法を用いた建築物については、従来から審査省略の対象となる技術的基準の指定がなく、「枠組壁工法の技術的基準の運用について」(昭和57年住指発第19号)等に基づく審査を行っていたと考えられますが、今回の改正に併せ、新たに告示を制定し、審査省略をすることができる技術的基準を指定することとします。
71	保有水平耐力計算等の構造計算を行った住宅等について、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得している建築物は、構造計算適合性判定の対象となるのでしょうか。	平成19年国土交通省告示第832号によって、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した建築物に適用する構造計算を建築基準法施行令第82条各号及び同令第82条の4に定めるところによる構造計算(いわゆるルート1)と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算と位置付けています。 これに加えて、平成19年国土交通省告示第593号第1号ハ及び第2号ロにおいて、建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した建築物は、いわゆるルート1の対象範囲内となるよう措置しています。 したがって、ご質問のような住宅等は、国土交通大臣の認定範囲内で設計すれば構造計算適合性判定の対象外となります。
72	「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」には、この構造安全証明書と構造計算書に割印を押すこととなっていますが、割印を押す位置はどこでしょうか。	建築基準法施行規則第1条の3表3において、構造計算書の構成を規定しており、構造計算書の最初には、構造計算概要書を添付することになっています。 したがって、構造安全証明書と構造計算概要書の表紙に割印を押すこととなります。
73	型式適合認定を受けている建築物等について、当該型式部材等の製造者としての認証を受けている者が新築を行う場合、確認審査に必要な図書を御教示ください。	認証型式部材等を有する建築物については、施行規則第1条の3第5項第3号の規定により、該当する図書の添付が不要となります。型式適合認定の対象となる建築物の部分及び一連の規定は、令第136条の2の11に規定しており、令第10条においてこれら一連の規定を特例の対象として定めています。 また、当該建築物が認証型式部材等を有する建築物であることを確かめるために、型式部材等製造者認証書(施行規則別記第50号の6様式)の写しが必要となります。なお、この場合、法第68条の18の規定により、認証型式部材等製造者は自らが新築・製造する建築物等を当該認証に係る型式に適合させる義務を負うこととなります。
74	確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号)第一第3項第3号において、「認証型式部材等に係る認証書の写しが添えられたものにあつては、申請等に係る建築物等有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること」とされていますが、具体的にどのようなことを確かめればよいのか御教示ください。	型式部材等製造者認証書(施行規則別記第50号の6様式)の写しにより、申請者が型式部材等製造者の認証を受けていることを確かめてください。
75	「立面図」や「断面図」に「地盤面」を記載する必要はありますか。	「立面図」には「地盤面」を記載する必要はありませんが、必要に応じて記載しても構いません。「断面図」には「地盤面」を記載する必要があります。
76	「配置図」に根拠条文番号の記載は必要ですか。	記載する必要はありません。
77	ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する建築物の計画について確認審査を行う際、JIS適合建材、JAS適合建材、大臣認定(法第68条の26に規定する構造方法等の認定)を受けた建材について、それぞれ取扱いが異なるのでしょうか？	確認申請では、施行規則第1条の3第1項表2第(11)項に掲げる使用建築材料表において、告示対象建築材料の種別(等級)を明示しなくてはなりません。使用建築材料の個々の商品名、JISの認証又はJASの認定の別を特定する必要はありませんが、国土交通大臣の認定を受けた建築材料を使用する場合は、原則として、当該認定に係る認定書の写しを提出する必要があります。



	質疑内容	回答
78	複数の建築材料を工場で組み立てた建具、収納家具等のユニット製品については、シックハウス規制に係る審査上、当該製品をどのように取り扱えばよいのでしょうか？	ユニット製品については、当該製品を構成する建築材料がそれぞれ各種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するかどうかの審査について、その根拠を確認するための方法(連絡先等)が記載された当該製品の説明書や事業者団体等による表示等から判断して差し支えありません。 なお、参考資料として「建築物のシックハウス対策マニュアル」(発行:工学図書株式会社、編集:国土交通省住宅局建築指導課等)を参照ください。
79	構造計算書に表紙を付ける場合、構造安全証明書の割印を、当該表紙に押すことは可能でしょうか。	可能です。
80	応力図や断面検定比図について、すべての架構について作成しなければならないのでしょうか。	平成19年国土交通省告示第817号の別記第三号様式や第五号様式の注意事項にあります。すべての架構の応力図や断面検定比図を作成する必要がない合理的な理由がある場合は、その一部を省略できます。
81	応力図の作成に当たって、部材の剛性、荷重条件、寸法等の特性がほぼ同じである架構が連続して配置される場合に、それらの架構をグループ化します。そして、それらのグループ中の断面算定結果の余裕度を考慮して、最も厳しい条件の架構(代表的なフレーム)の応力図を当該グループの中の代表的な応力図として確認申請時に提出することは、応力図の一部を省略することができる合理的な理由に該当するのでしょうか。	対象となる建築物に応じて、架構のグループ化を含め適切に判断する必要はありますが、ご指摘の考え方は、応力図の一部を省略することができる合理的な理由に該当することとして差し支えありません。
82	建築基準法施行令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書の構成が平成19年国土交通省告示第826号に定められているが、許容応力度計算(ルート1)で構造安全性を確かめた場合の構造計算書の構成は、同告示別表の該当部分のみを記載して提出することは可能でしょうか。	可能です。
83	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を許容応力度計算(ルート1)で確かめた場合の構造計算概要書は、平成19年国土交通省告示第826号別記第1号様式のうち該当部分のみ記載する形で提出することは可能でしょうか。	可能です。
89	確認申請図書に不備がある状態で確認処分を行った場合、建築主事に罰則の適用はあるのでしょうか？	不整合箇所がある確認申請図書に基づき確認処分を行った場合にすべからず処分の対象となるものではありませんが、建築基準関係規定に適合しない建築物の計画に対して確認処分を行った場合には、法第77条の62の規定に基づき、建築基準適合判定資格者の登録削除等の処分が行われることがあります。
90	審査記録については、どのようなものを想定されていますか？	審査記録についての規定はありません。 なお、指定確認検査機関においては、確認審査を行った際に、施行規則第3条の5に規定する報告書を作成し、特定行政庁を提出することが義務づけられています。中間検査・完了検査に際しても同様です。
91	施行規則第4条第1項第2号及び第3号において、完了検査申請書として内装仕上げ等の写真が規定されていますが、これらの写真も保存義務がありますでしょうか？	施行規則第4条第1項に規定する図書及び書類は、施行規則第6条の3第5項において15年間の台帳保存の対象として規定されています。
92	軽微な変更説明書は、完了検査の申請までの間に提出される機会があれば、完了検査申請書にあらためて添付する必要はないものとして良いのでしょうか？	完了検査の申請前に行われた軽微な変更については、施行規則第4条第2項において、「直前の確認又は中間検査を受けた日以降」の軽微な変更についての説明書を求めています。 直前の確認又は中間検査より前の軽微な変更については、完了検査申請時に説明書の提出を求めておりません。

	質疑内容	回答
93	検査の申請時にも委任状は必要でしょうか？	代理者による検査の申請については、施行規則第4条第1項第7号において、完了検査申請書として委任状が規定されています。中間検査についても同様(施行規則第4条の8第1項第6号)です。
94	確認検査等の申請に際して、建築士免許証の写しは必要でしょうか？	設計者又は工事監理者が建築士である場合の確認申請時には、施行規則第1条の3第1項第4号において、確認申請書として建築士免許証の写しが規定されています。また、中間検査・完了検査時には、直前の確認等の申請日以降に設計者の変更があった場合に、建築士免許証の写しの添付を求めることとなります(施行規則第4条第1項第8号、第4条の8第1項第7号)。
95	指定確認検査機関において保存すべき確認検査等の図書等は、機関省令第29条第2項に基づき、磁気ディスクによって保存しても良いでしょうか？	貴見のとおり。当該規定により、図書等を必要に応じて紙面等に表示できる場合は、当該図書等を磁気ディスク等に保存することができます。
96	法第68条の20に規定する認証型式部材等に関する確認の特例を受けようとする場合、計画の設計者と当該認証型式部材等製造者を同じ者にする必要があるでしょうか？	必要ありません。
97	昇降機等の確認申請の場合、昇降機等と直接関係のない図書等であっても、設計者の記名・押印が必要でしょうか？	施行規則第1条の3第1項等において、確認申請書として添える図書には設計者の記名・押印が求められています。従って、昇降機等の構造等と直接関わらない図書であっても、当該図書を作成した設計者の記名・押印が必要です。
98	認証型式部材等を有する建築物については、従前と同様の図書省略の特例を受けることができるのでしょうか？	貴見のとおり。施行規則第1条の3第5項第3号に規定する図書及び明示事項を省略することができます。
99	法第6条第1項に規定する確認を受けることを必要とする計画変更と、確認を受ける必要のない軽微な変更の違いをご教示ください。	計画変更に係る確認を要しない軽微な変更については、施行規則第3条の2に規定されております。なお、同条各号に掲げる変更であっても、当該変更により構造上影響がある場合等については、同条本文ただし書の規定に基づき、計画変更に係る確認を要することとなります。
100	構造に関係のない部分の計画変更(面積の増加等)であっても、確認を受ける必要があるのでしょうか？	法第6条第1項の規定に基づき、施行規則第3条の2に該当しない場合には、計画の変更に係る確認を受ける必要があります。
101	審査期間が35日間に延長されますが、軽微な変更については審査期間を短縮するなどの規定はありますか？	施行規則第3条の2に規定する軽微な変更については、中間検査・完了検査時に提出される軽微な変更説明書によって内容を確認することになるため、確認審査に要する期間とは関係がありません。また、軽微な変更に関し該当しない計画の変更については、法第6条の規定に基づき、35日以内に確認審査を行うこととなりますが、変更の内容に応じて、審査手続きの迅速化に配慮することが望ましいと考えております。
102	指定確認検査機関において審査期間が35日を超えた場合、なんらかの罰則規定があるのでしょうか？	法令上、指定確認検査機関における審査について、審査期間の定めはありません。申請者と機関の契約上の問題となるので、各機関の定款等をご参照ください。
103	工事中に計画変更を行う場合、当該計画変更に係る確認済証までが交付されるまでの間、工事を続けることができるのでしょうか？	当該計画変更に係る部分については、確認済証が交付されるまで工事に着手することはできませんが、当該計画変更に係る部分以外の部分については工事を行うことが可能です。
104	施行規則別記第二号様式と建築士免許証の写しにおいて、設計者や工事監理者の氏名は完全に一致しなければなりませんか？例えば、結婚等によって姓が変更されている場合はどのようにすればよいでしょうか？	当該設計者等は建築士免許証の再交付(氏名の変更を含む。)を受けることが望ましいが、運転免許証や保険証などで姓の変更が確認できればよい。

	質疑内容	回答
105	今回の改正で新たに中間検査が義務づけられた建築物とは、共同住宅という用途を一部も含んでいて、その階数が3以上のもので2階の床梁の配筋があるものということで良いでしょうか？	貴見のとおり。
106	計画変更があった場合、申請者は変更箇所だけ新しい図面を作成して申請すればよいのでしょうか？	施行規則第1条の3第8項及びこれを準用する施行規則第3条の3第1項に基づき、計画変更に係る申請図書は、以下のとおりとなっています。 ①直前の確認を今回の申請先と同一の確認主体が行っていた場合：変更に係る部分の申請書及びその添付図書 ②直前の確認を今回の申請先と異なる確認主体が行っていた場合：施行規則第1条の3第1項から第7項までに規定する申請書及び添付図書に加えて、直前の確認に要した図書（変更に係る部分に限る。）
107	申請に不備があった場合、再申請に際して、手数料を再度払うことになるのでしょうか？	手数料の取扱いについては、各地方自治体の手数料条例又は指定確認検査機関の約款等で規定されておりますのでご確認ください。
108	建築士設計事務所において保存すべき設計図書を、PDFファイルで保存することは可能でしょうか？	原本性を担保するという観点から、PDFファイルについては、以下の2通りが想定されます。 ①CADによって作成された設計図書（電子データ）をPDF印刷した場合、当該PDFファイルによる保存は認められません。 ②紙面に打ち出された設計図書をスキャンした場合、当該PDFファイルによる保存は可能です。なお、マイクロフィルムによる保存は従来より認められているところです。
109	施行日前に確認済証が交付されている計画（共同住宅で階数が3以上のもの）について、施行日の時点で、すでに2階の床及びはりの配筋工事が終わってしまっている場合はどのように取り扱えばよろしいのでしょうか？	施行日前に確認申請を行ったもので、施行日以後に計画変更がない場合は中間検査が不要になります。 なお、施行日後に計画変更をする場合は中間検査が必要になりますが、計画変更時点で既に特定工程を過ぎている場合は、中間検査が不要になります。
111	確認審査において図書の不整合が問われるのは、建築基準関係規定に係る不整合（すなわち明示すべき事項に係る不整合）であって、それ以外の部分に係る不整合は審査対象外と解してよろしいのでしょうか？	貴見のとおり。
112	法第6条第1項第4号に掲げる建築物で建築士が設計したもののについて、確認審査が省略されている規定に係る計画変更を行う場合、法第6条第1項に基づく計画変更の確認手続きは不要と解してよろしいのでしょうか？	貴見のとおり。
113	「付近見取図」について、図面名称を「案内図」と書いた申請図書が提出されたが、補正を指示すべきでしょうか？	施行規則第1条の3各表における図書の名称を用いず、類似の名称であっても、審査上支障のない場合は、あえて補正を指示する必要はありません。
114	確認申請した計画で、構造計算適合性判定以外の内容で不適合としたものについて、構造計算適合性判定に係る部分を変更せずに再度建築確認を申請した場合、構造計算適合性判定は再度必要か。	必要です。なお、計画変更の建築確認申請の場合は、構造計算適合性判定は構造計算について行うものなので、構造計算に影響のない変更の場合は不要になると考えられます。
115	構造計算適合性判定の判定員は、建築確認においてどのような責任を負うのか。	例えば、構造計算適合性判定の業務に関する秘密保持義務や、刑法その他の罰則の適用にあたっての公務員みなしが適用されます。また、構造計算適合性判定に瑕疵等があった場合でも、当該判定員に直接建築基準法の罰則が適用されることはありませんが、適判機関に対する行政処分や、その他民事上の責任を追及される可能性はあります。
116	適判機関が確認申請の内容について追加説明を求める場合は建築主事等を通して行うとのことだが、その回答については直接適判機関に行ってもよいのか。	追加説明書の提出については、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行った建築主事又は指定確認検査機関に対して行うこととなります。

	質疑内容	回答
117	法第20条第三号の建築物について旧大臣認定プログラムを使用して構造計算を行った場合、構造計算適合性判定は必要か。	旧大臣認定プログラムを使用して法第20条第三号イの構造計算を行った場合は、「国土交通大臣が定めた方法によるもの」とみなされるため、構造計算適合性判定は不要です。ただし、旧大臣認定プログラムを使用して同条第二号イの構造計算を行った場合は、構造計算適合性判定が必要となります。
118	法第85条第5項の仮設建築物については、法第20条が適用除外とならないため、構造計算適合性判定が必要か。	法第85条第5項の仮設建築物については、令第147条により令第3章第8節(構造計算)の規定は適用しないこととされていることから、構造計算適合性判定の対象とはなりません。が、建築の許可に当たって、仮設建築物の規模・存続期間等を勘案して、適合性判定に準じた審査を行うなど、適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、適確な運用が求められます。(平成19年国住指第1332号の第1(1)参照)
119	消防同意や他法令の照合等で審査の時間がかかったという理由は、「期間を延長する理由」として適切か。	消防同意等を含めての審査期間であり、施行規則第2条第4項に該当する場合を除き、法第6条第12項の規定による審査期間の延長を行うことはできません。なお、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行い、追加説明書の提出を求めた場合は、通知を行った日から追加説明書が提出される日までの期間が審査期間に含まれないこととなります。
120	申請図書の差替えや訂正ができない中で、「不適合」と「適合するかどうかを決定することができない」との見極めはどのように行うのか。	建築基準関係規定に適合しない場合には、適合しない旨の通知を行うこととなります。また、図書の不整合等により適合性を確かめることができない場合は、適合するかどうかを決定することができない旨の通知を行うこととなります。
121	無期限の「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」は「適合しない旨の通知」と同じではないか。前者の通知を受けた申請者はどうすればよいのか。逆に行政はその申請書をどのように扱うのか。	無期限の「適合するかどうかを決定できない旨の通知」は処分に該当しますので、その効果は「適合しない旨の通知」と同じです。設計の途中段階で申請が出された場合や図書に著しい不整合が見られる場合等、建築基準関係規定に適合しないとは言いが切れないが補正や追加説明書で対応できない場合がこれに該当し、申請者は新たに確認申請を行う必要があります。なお、行政における図書の保存については各特定行政庁等の文書管理規定によることとなります。
122	代理申請の場合、申請者からの委任状だけでなく、設計者や工事監理者からの委任状も必要でしょうか？	申請者からの委任状だけで十分です。
123	追加説明書について、定められた様式があるのか。	追加説明書の提出様式は、法令では定められておりません。
124	「適合しない旨の通知書」又は「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付した場合、再提出を求める確認申請図書は一式全部か。	適合しない旨の通知を受けた場合は、再度、図書一式を添付して確認申請が必要となります。また、適合するかどうかを決定することができない旨の通知を受けた場合は、軽微な不備がある場合であれば該当個所の補正が可能であり、不明確な点がある場合であれば追加説明書の提出をもって足りませんが、それ以外の場合は再度確認申請が必要となります。
125	「適合しない旨の通知」又は「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」をした場合、補正又は追加説明書の提出がされた日を起算日として、審査期間を算定するのか。	適合しない旨の通知を受けた場合は、再度確認申請が必要となり、従前の申請において経過した審査期間は考慮されません。また、適合するかどうかを決定することができない旨の通知を受けた場合は、補正や追加説明書の提出があるまでの期間は審査期間に含まれません。それ以外の場合は再度確認申請が必要となり、この場合も、従前の申請において経過した審査期間は考慮されません。
126	確認申請において、道路幅員、敷地面積、建築面積、床面積等の単純な計算ミスについても補正はできないのか。	軽微な不備については、平成19年国住指第1332号の第1(2)で示されていますが、ご指摘の部分については、軽微な不備に該当する可能性があると考えられます。
127	確認図書について、追加説明書の提出や補正を求める場合、正式文書としてその旨通知する必要があるか。	法第6条第13項及び指針に基づく追加説明書の提出や補正を求めるためには、公文書として、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を行う必要があります。

	質疑内容	回答
128	特定行政庁の規定による図書省略の制度が全廃されたようだが、法第6条第1項第四号に掲げる建築物における添付図書についても同様か。	法第6条第1項第四号に掲げる建築物であって、建築士の設計に係るものにあつては、施行規則第1条の3第5項第二号の規定等により、従前と同様に一定の図書の添付を要しないこととなります。
129	確認申請書第2面において、当該建築物の設計に関わった設計者をすべて列記するようになったが、確認申請書第1面及び申請書に添付される設計図書の設計者の押印は、第2面に記載されたすべての設計者について必要か。	第1面の設計者は、代表となる設計者が記名及び押印をしてください。また、正本に添える図書については、そのすべてについて当該図書の設計者の記名及び押印をしてください。
130	構造安全証明書の写しの有無を確認して、その内容が明らかに間違っている場合の扱いはどのようになるのか。	構造安全証明書のみには誤りがある場合は、申請図書の不整合として、適合するかどうかを決定することができない旨の通知を行うこととなります。
131	「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」について、無期限の場合は、実質の審査終了と考えてよいのか。	そのとおりです。
132	審査の際に差替えや訂正は認められないが、追加説明書の提出と同様に、図面への補足、追記等は認められるのか。	指針第1第5項第三号イの「軽微な不備」があり、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」によって補正を求められた場合については、認められます。
133	木造建築物については、軸組等の構造詳細図が添付図書となっている一方、令第10条により令第46条等は建築主事の審査対象外となっているが、これは令第46条等の書類添付の義務はない、つまり令第3章第3節の規定が適用されない建築物として扱ってよいのか。	施行規則第1条の3第5項第二号(表2)に該当すれば令第10条の規定により、建築主事等の審査及び図書添付は省略されますが、令第3章第3節の規定には適合している必要があります。
134	非常用照明設備について、個別の照明装置によって1ルクス以上の照度を確保できる範囲を示す円を記入するのではなく、平面図上に、すべての非常用照明設備によって1ルクス以上の照度を確保できる範囲を色塗りしたもの等でも適当と考えてよいのか。	構いません。
135	床面積求積図に明示すべき事項として、「各部分の寸法及び算式」とあるが、フロアごとに求積が分かればよいのか。それとも、各室の床面積が分かるように、その寸法及び算式まで求められるか。	各室の床面積が分かるように記載する必要があります。
136	建築物の耐火構造等の構造詳細図の明示すべき事項として「防火設備の断面図」とあるが、防火設備の種類が多数ある場合、全ての防火設備について断面図が必要か。また、大臣認定を取得している防火設備についても断面図は必要か。	必要です。また、大臣認定の場合で、認定を受けた構造方法等の仕様(断面の構造等)が示されている図書が提出されている場合は、施行規則第1条の3第6項の規定により、別途の断面図を添付する必要はありません。
137	受理時に整合性を確認すべき申請書の正本及び副本とは、施行規則第1条の3各項に掲げる別記様式による正本及び副本をいい、それぞれに添付される設計図書、構造計算書等は含まないものと解釈していいか。	申請書又は通知書の正本及び副本に添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合している必要があります。よって、添付している設計図書、構造計算書等も含まれます。